

28年9月1日  
No.126



ねりま西

# 青色だより

発行

練馬西青色申告会

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222



## 着任のご挨拶

練馬西税務署長 小川 峰夫

残暑の候、練馬西青色申告会  
会員の皆様方におかれましては、  
益々ご清栄のこととお慶び申し  
上げます。

私は、この度の人事異動によ  
り横浜中税務署から参りました  
小川でございます。前任の木村  
署長同様ご高配を賜りますよう、  
よろしくお願い申し上げます。

青木会長をはじめ、練馬西青  
色申告会の皆様方には、平素か  
ら税務行政の円滑な運営につき  
まして、深いご理解と多大なる  
ご協力を賜り、心より御礼申し  
上げます。

貴会におかれましては、平成  
3年5月の発足以来、誠実な納  
税者団体として、一貫して青色  
申告制度の普及・定着や納税道  
義の高揚に取り組まれ、記帳指  
導、研修会や租税教室の開催な  
ど、幅広い活発な事業活動を通  
じて、申告納税制度の健全な発  
展に大きく貢献されていると  
伺っております。

これもひとえに、役員及び会  
員の皆様並びに事務局の皆様  
のご努力の賜物であり、皆様の熱  
意ある活動に對しまして、深く  
敬意を表する次第でございます。

さて、近年、我が国では、経  
済取引の複雑化・広域化や経済  
社会の国際化・高度情報化が急  
速に進展する中、税務行政を取  
り巻く環境も大きく変化してお  
り、こうした中で、納税者サー  
ビスの充実に努めるとともに、

適正な申告を行った納税者の皆  
様に不公平感を与えないよう、  
適正・公平な課税・徴収に努め  
ることが、私ども国税職員の務  
めであると考えております。

本年1月から国税分野におい  
て番号の利用が開始されたマイ  
ナンバー制度は、より公平な社  
会保障制度や税制の基盤である  
とともに、情報社会のインフラ  
として、納税者の皆様の利便性  
の向上や行政の効率化につな  
がるものでございます。

なお、所得税の確定申告書に  
ついては平成28年分から、消費  
税については平成28年1月1日  
以降に開始する課税期間の申告  
書から番号の記載が必要になり、  
番号記載の申告書等を提出する  
際には、併せて本人確認書類の  
提示又はその写しの提出も必要  
となりますので、会員の皆様方  
にはご留意をいただき適切な対  
応をお願い申し上げます。

また、マイナンバーカードに  
格納されている電子証明書は、  
e-Taxでもご利用いただけま  
す。マイナンバーカードを利用  
してe-Taxで申告した場合に  
は本人確認書類を別途提出する  
必要がなく、書面提出に比べて  
大変便利です。マイナン  
バー制度導入を機に、会員の皆  
様方には是非e-Taxをご利用  
いただきますようよろしくお願い  
申し上げます。

結びにあたり、練馬西青色申  
告会の益々のご発展と会員の皆  
様方並びにご家族の皆様のご健  
勝と事業のご繁栄を祈念いたし  
まして、着任の挨拶とさせてい  
たいただきます。



### ◆ 税務署 人事異動

職名	御氏名	転出先
署長	木村 恭一	退職
副署長	谷口 義弘	局(税務相談室 主任相談官)
個人課税3統括官	若松 守	退職[再]北沢(個人上席)

職名	御氏名	前任地
署長	小川 峰夫	横浜中(所得特官)
副署長	池田 誠	局課一(訟務官室 室長補佐)
総務課長	柳田 啓市	留任
個人課税1統括官	市原 哲衛	留任
個人課税2統括官	古野 浩晃	留任
個人課税3統括官	中島 文彦	庁(企画 企画1係長)
個人課税第1部門総括上席	伊東 智之	留任
個人課税第1部門指導上席	田口 隆彦	留任

# インボイス制度導入による影響は 小規模事業者(免税事業者)にとって 死活問題となる恐れがある。



練馬西青色申告会 会長  
青木 泉

練馬西青色申告会、東京青色申告会連合会、全国青色申告会連合会ともに適格請求書等保存方式いわゆるインボイス制度導入の対応に苦慮しております。

私は会報に掲載する文章は会員の皆様を読まれた時、常にわかりやすいようにと意識して皆様を読みやすいようにとは心がけてきております。しかしながら今回のこの記事は青色申告会会員にとりまして非常に大切な事柄なのですが、すぐには理解できないかもしれません内容と私は懸念しております。できれば時間を取ってしっかりと読んでいただき理解を深めていただければと存じます。

最近の私共に関係のある大きな税制度の問題は次の通りです。

○適格請求書等保存方式(インボイス制度)が平成33年4月1日より導入!

○消費税増税は中止ではなく31年10月に延期!  
消費税8%から10%に増税される。

○軽減税率(複数税率)導入は中止ではなく31年10月に延期!

営業種目、品目によっては8%と10%の複数税率になる。

今回は一番目に記した適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入問題を重点に考えてまいります。

「所得税法等の一部を改正する法律案」は、3月29日の参議院本会議で私共に関係のある「適格請求書等保存方式」インボイス制度を含め可決され、成立しました。では、適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは、いったいどのような法律でしょうか。インボイス制度が導入され運用されると次のような事が懸念されております。

インボイス制度が導入された場合、消費税免税事業者は適格請求書を交付(発行)できず、免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除をすることができないのです。

経過措置はあるが、免税事業者は適格請求書等は発行できないのは変わりありません。つまり適格請求書等発行事業者(免税事業者ではない)が免税事業者から仕入れた場合の経過措置は、33年4月1日から36年3月31日までは仕入税額相当額の80%の控除。36年4月1日から39年3月31日までは仕入税額相当額の50%の控除となります。これでは、課税事業者が免税事業者からの仕入れを敬遠してしまふ可能性が大という事にならないでしょうか。

この問題が巷間言われている、「インボイス制度が導入された際に免税事業者が取引から排除される恐れ」なのです。

第190回国会衆議院・財務金融委員会2月23日会議録から抜粋致しました麻生財務大臣の答弁の一部を載せます。(麻生財務大臣)(略)御指摘のように、この制度を導入いたしますと、免税事業者からの仕入れというものにつきましては、仕入れ控除ができない、いわゆる仕入れ税額の控除ができないということになりますので、免税業者が取引から排除されるとの声があるという事はもう承知をいたしております。

また、免税事業者が課税を選択した場合には、他の課税事業者と同様に、この制度、インボイスの発行や納付税額の計算等々につきましても、対応をいただくという必要があるかと存じます。

こうしたことを踏まえまして、免税事業者が課税事業者へ転換ということをやるかやらないかを見きわめながら、しっかりと準備ができる期間というものを確保しておかないかなと思っておりますので、この制度の導入は平成三十三年四月、約四年間の準備期間を設けるといふことにいたしております。(略)

終わりに、課税事業者に入ってもらおうよう継続を望むなら、免税事業者から課税事業者に移行したらいかかかという事になるのでしょうか。(会長)

# 第四回「住民税・国保・後期高齢のしくみについての講習会」

七月二十九日(金)午後二時から、昨年に引き続き練馬区役所職員の皆さまの協力を頂き「住民税・国保・後期高齢のしくみについての講習会」を開催しました。猛暑のなか昨年同様12名の参加を頂きました。

練馬区役所職員を代表して税務課課長齊藤 作様のご挨拶で始まり、住民税の説明を税務課区税調整係長の中橋武也様より、「区税つうしん」の冊子を中心に住民税の概要から住民税と所得税の違いについて、住民税は、平成29年から特別徴収が義務づけられるお話、そして、設例を元に計算を行いました。

続いて、国保については、こくほ資格係主任主事松本晋治様から、旧ただし書き所得とは何ぞやから始まり、「ただし書きのただしは、条文からだだしであり、今は使われていないので旧と付けている。」ということでした。そして、保険料の計算から、基本ルール、保険料の計算例を基に設



講習会風景

例を解いてみました。続いてこくほ係主事本間丹寿子様より高額療養費の支給と限度額適用認定証についてのお話を頂きました。

続いて、後期高齢者医療制度について、後期高齢者資格係長中山克己様から平成20年4月1日から、老人保健制度に代わり、後期高齢者医療制度が始まったお話から、医療機関等にかかるときの自己負担割合が1割と3割の二種類だけ、また、自己負担の割合の判定の流れ、保険料は、世帯単位ではなく被保険者一人ひとりに賦課されるお話等々細かなところまでお話を頂きました。最後に後期高齢者保険料係主事横山優希様から後期高齢者医療保険料について、計算問題を中心に説明を頂きました。

税務課管理係長松本義行様から閉会のご挨拶を頂きすべての講習が終了しました。

今回も盛りだくさんの内容で、時間に限りがあり、もっと詳しく聞きたい内容でした。

公務が多忙のなか協力くださいました練馬区役所の職員の皆さま、そして、猛暑のなかご参加くださいました皆さまに深く感謝申し上げます。

事務局 高橋

## 記帳相談等のお願い

次の方はなるべく早めに記帳相談等を受けるようお願い致します。

◆青色申告特別控除65万円を受けるため複式簿記を始めた方。(すでに複式簿記の記帳をされている方も含む。)

◆会計ソフトにより日々の取引を入力されている方。

◆平成28年中に土地や建物を譲渡された方。(内容によっては税務署にご相談いただくこととなります。)

◆平成26年、27年に課税売上高が1千万円を超えたこと等により平成28年、29年は消費税の課税事業者(消費税の確定申告書を提出しなければならぬ方)に該当する方なお、消費税額の計算方法には一般課税と簡易課税があり、どちらの方法で計算するのが納税者に有利なのかを検討する必要があるので消費税の課税事業者は遅くとも平成28年中にご来局くださるようお願い致します。

練馬西青色申告会事務局では10月下旬から11月下旬までの期間に記帳相談等を行う予定です。この期間にぜひとも事務局をご利用くださるようお願い致します。

## マル経融資のご案内

～小規模事業者経営改善資金～

- ※融資限度額：2,000万円
- ※返済期間：運転資金7年以内  
設備資金10年以内

平成29年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

- 利率：1.3% (平成28年8月10日現在)
- ※担保・保証人不要(保証協会の保証も不要)
- ※他に練馬区の利子補給40%(3年間)
- ※利用できる方：従業員20名以下  
(宿泊業、娯楽業以外の商業・サービス業は5名以下)
- ※1年以上事業を行っている方
- ※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

窓口専門相談 本相談は、経営に関する相談に限定しております。会員・非会員の方向わず利用できます。

### 法律相談

毎月第1金曜日 午後1時～4時(30分単位)  
相談員：弁護士 相談無料

### 税務相談

1月～3月 毎月第1～第4火曜日(3月第4火曜日除く)  
4月～12月(8月休)毎月第2火曜日  
午後1時～4時(30分単位) 相談員：税理士 相談無料

### 問い合わせ先

東京商工会議所練馬支部  
練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4F 区民・産業プラザ内  
TEL: 3994-6521 FAX: 3994-6589

## 青色申告会 推奨会計ソフト

## 「ブルーリターンA」体験講習会開催

7月21日(木)・22日(金)の2日間に渡り会計ソフト「ブルーリターンA」の体験講習会を開催しました。2日間で8名の方にご参加いただきました。

今回の講習会は「複式簿記を学びながらの会計ソフト体験講習会」ということで、初めに勘定科目のグループや仕訳の仕方など複式簿記の基本的な仕組みを知っていただき、それから「ブルーリターンA」の入力を体験していただきました。

「ブルーリターンA」にはメニュー入力・帳簿入力・振替伝票入力・仕訳帳入力の4つの入力の仕方があります。このうち一番よく使う帳簿入力を中心に、練習問題を用いて入力を体験していただきました。

その後、簡単な決算整理の問題の入力を行い、日々の取引の入力から決算書の完成までを一通り体験していただきました。

最後に会計ソフトを使う上で注意すべき点、帳簿のプリントアウトの仕方やデータのバックアップの仕方、摘要の入力についてなど説明させていただきました。

2時間の講習会ででしたが、参加された皆様には大変熱心に受講していただき、練習問題の決算書も問題なく完成しました。

体験講習会は10月にも同じ内容で開催いたします。会計ソフトの使用を検討している方、又は他の会計ソフトをお使いの方もぜひご参加ください。 武藤

## 今後のブルーリターンA 講習会開催日程

### 【体験講習会】

10月18日(火)・12月1日(木)  
午前の部 10時から12時まで  
午後の部 2時から4時まで

### 【決算整理講習会】

12月9日(金)  
午前の部 10時から12時まで  
午後の部 2時から4時まで

知って  
おきたい

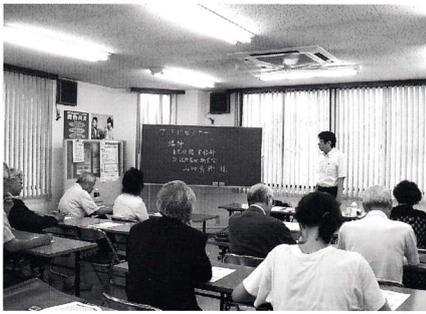
### TPPセミナー開催

6月23日(木) TPPセミナーを開催しました。この講習会は初めての開催で、練馬西税務署総務課からお話を頂き開催の運びとなりました。

講師は、東京税関業務部総括原産地調査官山神秀樹様で13名の参加者でした。

講習内容は、TPPに入る前にEPAの概要、WTOとEPA/FTAの関係のお話がありました。TPPの大筋合意のお話では、TPP協定交渉の経緯、TPP協定の意義、概要、効果のお話があり、TPPにおける農林水産物では、95%が関税撤廃、5%は関税を残すということで、米・麦・甘味資源作物・乳製品・牛肉・豚肉の重要5品目は総ライン数586の内412は関税を残すというお話でした。

また、TPP税率はTPP原産品に対して適用されるということで、TPP原産地規則の概要のお話もあり、非常に難しい内容でしたが、また機会がありましたら勉強させて頂きたい講習内容でした。



公務ご多忙のなか講師をお引受けくださった山神様、そしてご参加くださいました皆様、深く感謝申し上げます。

高橋

### 女性部\*文化教室 「蒸し饅頭を作ろう!」

6月30日(木)、蒸し饅頭を作って試食する会を開催しました。参加人数は定員を上回る25名となりました。

手を洗いビニール手袋とマスクを着用し、一齐に作業開始です。時間の都合上、あらかじめ捏ねてある饅頭粉を丁寧に丸め、中に餡子を入れてさらに丸めていきます。蒸した時に割れないよう上になる部分を厚くするのがコツとのこと。丸めるという単純な作業も大勢だと楽しくできます。仕上げに、自作と判るように食紅で絵や文字を描きました。みなさんと談笑しながらいただく蒸したてのお饅頭は、とても美味しかったです。

お饅頭作りの指導は、当会女性部副部長の加藤久美子さんにお願いました。下準備から器具まですべてご用意いただき、本当にありがとうございました。

参加された皆様、お疲れさまでした。 事務局 高倉



### 熊本地震被災者義援金経過報告

皆さまの暖かいご支援ありがとうございます

熊本地震被災者義援金のお預かりは7月31日現在、1,334,070円という会員皆さまの心暖まるご支援を頂きました。この紙面をお借り致しまして、深く感謝申し上げます。

尚、義援金のお払込みの方は、8月31日まで承りますので、引続きのご支援宜しくお願い申し上げます。

事務局 高橋

青色カルチャー  
2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて

### 英会話教室開催

英会話教室は、平成23年からスタートし、六年目になります。

昨年度までの短期集中型から、今年度は、月一回、5月から11月まで、「2020年を目標に頑張りましょう」と、新たにスタートしました。

講師は、イギリス育ちのマニー先生と奥様の斤子先生もちろん会員さんです。



毎回10名ほどの参加者ですが、「I went to... (〇〇に行きました)」と、一人ひとり発表していただくパターン、リスニング、道を尋ねられた時の答え方、レストランでの注文の仕方等ですが、発表のなかに毎回参考になるできごとがあり、英語だけでなく楽しみが満載の教室です。時には「first kiss」の話も出て、顔を赤らめて答える場面もありました。

最終回のプレゼンテーションは、毎年楽しみ? 苦しみ? のひとつですが、皆さんの発表はとも思いうとして心に残ります。

随時ご加入できますので、興味の湧いた方は是非ともご参加お待ちしております。

事務局 高橋

### 女性部・青年部では部員を募集しています

- ◎女性部部員募集中.....担当 高倉
- 女性部の活動にご賛同ご参加いただける方。女性であれば年齢制限はありません。
- ◎青年部部員募集中.....担当 武藤
- 異業種交流したい方、ボランティアに興味がある方。30代までの会員(専従者可)性別不問です。

お問い合わせは担当者までどうぞ

03-5387-6211

### 事務所休業のお知らせ

平成28年10月11日(火)は役員研修のため事務所を休業させていただきますので宜しくお願い致します。